

議員提出議案第5号

さいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月9日提出

提出者	さいたま市議会議員	関根信明
	同	神崎功
	同	高橋勝頼
	同	中山欽哉
賛成者	さいたま市議会議員	青木一郎
	同	長谷川浄意
	同	清水賢一
	同	細沼武彦
	同	中島隆一
	同	新藤信夫
	同	井上洋平
	同	桶本大輔
	同	萩原章弘
	同	沢田力
	同	中山輝男
	同	熊谷裕人
	同	高柳俊哉
	同	原田健太
	同	細川邦子
	同	添野ふみ子
	同	池田麻里
	同	高木真理
	同	高野秀樹

同	三 神 尊 志
同	丹 羽 宝 宏
同	阪 本 克 己
同	土 井 裕 之
同	花 岡 能理雄
同	今 村 都代子
同	今 城 容 子
同	小森谷 優
同	白 石 孝 志
同	井 上 伸 一
同	宮 沢 則 之
同	上三信 彰
同	鶴 崎 敏 康
同	小 松 豊 吉
同	加 藤 得 二
同	真 取 正 典
同	福 島 正 道
同	野 口 吉 明
同	土 橋 貞 夫
同	霜 田 紀 子
同	日下部 伸 三
同	北 村 隆 幸

さいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成14年さいたま市条例第124号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																								
<p>(議員の定数) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、さいたま市議会の議員の定数は、<u>60人</u>とする。</p> <p>(各選挙区において選挙すべき議員の数) 第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p> <p>選挙区 議員数</p> <table><tr><td>西区</td><td>4人</td></tr><tr><td>北区</td><td>7人</td></tr><tr><td>大宮区</td><td><u>5人</u></td></tr><tr><td>見沼区</td><td>8人</td></tr><tr><td>中央区</td><td>5人</td></tr><tr><td>桜区</td><td>5人</td></tr><tr><td>浦和区</td><td><u>7人</u></td></tr><tr><td>南区</td><td><u>8人</u></td></tr><tr><td>緑区</td><td><u>5人</u></td></tr><tr><td>岩槻区</td><td>6人</td></tr></table>	西区	4人	北区	7人	大宮区	<u>5人</u>	見沼区	8人	中央区	5人	桜区	5人	浦和区	<u>7人</u>	南区	<u>8人</u>	緑区	<u>5人</u>	岩槻区	6人	<p>(議員の定数) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、さいたま市議会の議員の定数は、<u>64人</u>とする。</p> <p>(各選挙区において選挙すべき議員の数) 第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p> <p>選挙区 議員数</p> <table><tr><td>西区</td><td>4人</td></tr><tr><td>北区</td><td>7人</td></tr><tr><td>大宮区</td><td><u>6人</u></td></tr><tr><td>見沼区</td><td>8人</td></tr><tr><td>中央区</td><td>5人</td></tr><tr><td>桜区</td><td>5人</td></tr><tr><td>浦和区</td><td><u>8人</u></td></tr><tr><td>南区</td><td><u>9人</u></td></tr><tr><td>緑区</td><td><u>6人</u></td></tr><tr><td>岩槻区</td><td>6人</td></tr></table>	西区	4人	北区	7人	大宮区	<u>6人</u>	見沼区	8人	中央区	5人	桜区	5人	浦和区	<u>8人</u>	南区	<u>9人</u>	緑区	<u>6人</u>	岩槻区	6人
西区	4人																																								
北区	7人																																								
大宮区	<u>5人</u>																																								
見沼区	8人																																								
中央区	5人																																								
桜区	5人																																								
浦和区	<u>7人</u>																																								
南区	<u>8人</u>																																								
緑区	<u>5人</u>																																								
岩槻区	6人																																								
西区	4人																																								
北区	7人																																								
大宮区	<u>6人</u>																																								
見沼区	8人																																								
中央区	5人																																								
桜区	5人																																								
浦和区	<u>8人</u>																																								
南区	<u>9人</u>																																								
緑区	<u>6人</u>																																								
岩槻区	6人																																								

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後のさいたま市議会議員定数及び各選挙区議員数に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

(各選挙区において選挙すべき議員の数についての整備)

3 施行日から前項の一般選挙の期日の告示の日の前日までの間に、国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果が官報で公示された場合は、改正後の条例第2条に規定する各選挙区において選挙すべき議員の数について必要な整備を行うものとする。